

京都市告示第295号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成23年11月11日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
平尾第二公園	西京区山田平尾町40番23	告示の日

(建設局北部みどり管理事務所)